

雇人第917-6号  
令和8年3月30日

各位

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課長 関根 昌浩  
(公印省略)

「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例に関する指針」等の周知について（依頼）

本県の雇用労働行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県では「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」を令和7年12月に公布し、本年7月1日に施行します。

この度、条例の内容を詳細に解説した「埼玉県カスタマーハラスメント防止に関する指針」（以下、指針という。）と事業者、事業者団体向け「基本方針、対応マニュアル作成のための手引き」（以下、手引きという。）を作成しました。

本条例では、事業者及び事業者団体は、条例第6条第3項及び第7条第3項に基づき、カスハラ防止への取組姿勢を示す基本方針を作成し、公表することを努力義務として定めております。

については、指針、手引きについて、会報誌やホームページへの掲載等により、貴団体に所属する企業・団体への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、指針、手引きのデータは下記ホームページに掲載しておりますので、そちらから御利用ください。

(参考)

埼玉県カスタマーハラスメント防止対策のホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/customerharassment/bousitaisaku.html>

担当 働き方改革推進担当 須貝  
電話 048-830-4518  
メール a3960-31@pref.saitama.lg.jp